

活動計画上の留意事項

1. 旅行業法

助成活動の実施にあたっては、旅行業法等に抵触することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。

2. 保険加入

活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づけるなどの対策を講じてください。

3. 印刷物の著作権

募集案内等各種印刷物の作成にあたっては、著作権を侵害することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。

4. 費用対効果

費用対効果の観点から、必要最小限の費用をもって最大限の成果・効果が得られるように努めてください。



※上記事項の他、募集案内P.16～17の交付の条件も参照してください。



交流を目的とする活動の分野での申請について

交流を目的とする活動の分野の場合は、
下記についてプログラム内容に明確に記入してください。

- ①誰と誰の交流を目的とした活動なのか
- ②意図的な交流の仕組みについて

オンラインでの活動について

子どもゆめ基金では、オンラインを利用した活動については、以下の条件を満たしているものについて、審査の視点に基づき審査をしております。

ただし自然体験活動及び読書活動については、子どもを対象とした活動は原則としてお認めしません。

- (1) 実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- (2) テレビ会議システム等で双方向につながっていること
- (3) 実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること